

徳島新未来創造推進交付金(人口減少対策分)取扱要領

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）の運用については、徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により行う。

1 事業の目的

本事業は、「未来に引き継げる徳島」の実現に向け、県と市町村が協働して取り組むべき重要課題のうち、「人口減少対策」を主眼として、地域の実情に即した先進的な取組を行う市町村に対し、予算の範囲内において支援を行うものである。

2 募集団体

募集する団体は、市町村とする。

3 対象事業

要綱第2条第1項に規定する次の2つの枠組みに基づく、既存事業の拡充又は新規事業とする。

- **自由提案枠**：市町村がそれぞれ抱える地域課題に対し、県の「徳島新未来創生総合計画」に掲げるK P I（重要業績評価指標）の向上に資する施策に関連する取組
- **重点対策枠**：「徳島新未来創生総合計画」に掲げるK P Iの向上に貢献し、かつ、地域活性化への波及効果が特に大きい「移住」または「観光」に関する取組

4 交付率・交付限度額

選定委員会による書面審査およびヒアリング（オンライン可）の結果に基づき、以下の評価区分に従って交付額を決定する。

評価区分	交付率	交付限度額
S評価	2/3 以内	8,000 千円
A評価	1/2 以内	6,000 千円
B評価	1/3 以内	自由提案枠：3,900 千円 重点対策枠：4,000 千円
C評価	不採択	—

5 交付対象経費

- **対象経費**：報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、その他知事が特に認める経費
- **対象外経費**：
 - 事業実施主体の経常経費等、事業の実施に直接必要となる経費以外の経費
 - 備品購入費および施設整備費（ハード整備費用）
 - 他の国費または県の補助金や交付金の対象となる経費

6 事業の選定方法

事業の選定は、有識者を含む「選定委員会」における提出書類の審査及び当該市町村に対するヒアリング（オンライン方式による実施を含む。）による総合評価を踏まえて、決定（当該決定された事業を「選定事業」という。以下同じ。）する。

また、一つの市町村から応募できる提案の件数については、自由提案枠及び重点対策枠の各枠につきそれぞれ1件まで（最大2件）とする。

なお、総合評価は、以下の視点に基づき実施するものとする。

- 徳島新未来創生総合計画に掲げるK P I向上への貢献度
- 事業の新規性・独自性
- 事業の波及性・モデル性
- 事業実施後の継続性・発展性
- その他知事が定める評価基準

7 県による事業の採択・決定等

- ① 採択する事業（以下「採択事業」という。）は、選定事業（C評価を除く。）の中から予算の範囲内で決定するものとする。
- ② 採択事業については、実施方法や額などについて条件を付す場合がある。
- ③ 交付額については、交付金の交付申請後に経費の内容等を精査の上、決定する。
- ④ 審議結果については、応募団体あてに速やかに書面（交付内示通知書）で通知する。
- ⑤ 提出書類に虚偽記載があった場合、事業の目的以外に使用した場合等は、交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

8 事業実施に伴い必要となる基金造成

市町村自由提案枠について、交付金を基金（既存の振興に関する基金等を含む。）に積み立てて活用する場合は、以下の各号によるものとする。

- ① 基金を活用する事業は、交付決定年度の翌々年度の末日まで実施することができる。
- ② 基金を活用する市町村は、各年度の末日における基金の積み立て及び執行の状況について、知事が別に定める期日までに報告しなければならない。
- ③ 基金は、その設置目的、額、管理、運用益の処理、処分等について、条例等において定めるものとする。
- ④ 基金の運用については、国債、地方債、その他確実かつ有利な有価証券の取得等、金融機関への預金、信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）によるものとする。
- ⑤ 基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。
- ⑥ 基金（④により繰り入れられた果実を含む）は、①の基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。
- ⑦ 市町村は、基金事業の終了時において、基金に残額がある場合は、これを県に納付するものとする。

9 事業変更及び概算払

- ① 交付対象経費の配分を変更する場合（配分額の20%以内の流用等、軽微な変更を除く）、事業の主要な内容を変更する場合などは、あらかじめ承認を受けなければならない。
- ② 知事は、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、交付決定後、市町村からの請求に基づき、交付決定額の10分の9以内において概算払により交付金を支払うことができる。

10 違反・取消し・返還

- ① 知事は、市町村が交付金を交付の目的以外に使用した場合、交付決定条件に違反した場合、重複支給等の制限に違反した場合、又は提出書類に虚偽記載等があった場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
- ② 交付金の返還を命ぜられた場合は、受領の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- ③ 交付金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- ④ 上記②及び③の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部または一部を免除することができる。

11 書類の保管および公表

- ① 市町村は、事業に係る交付金と予算及び決算との関係を明らかにした交付金調書を作成し、保管しなければならない。
- ② 交付金調書及び関係書類の保管期間は、事業の完了報告を行った日、または廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。
- ③ 知事は、交付金により実施された各事業の概要、評価結果および成果について、ホームページ等への掲載により公表することができるものとする。

12 募集期間

別に知事が定める期間とする。

13 提出方法提出書類(様式一覧)

提出書類は正副2部(正本1部、副本1部)提出するとともに、電子ファイルを提出すること。なお、書類は原則としてA4判(片面)により作成すること。必要書類は別紙のとおり。

(別紙) 提出書類等一覧表

手続き段階	書類名	様式番号	根拠条項	提出先
企画提案	企画提案書	様式第1号	要綱第4条第1項	市町村⇒県
	事業実施計画書	(要領) 様式1	要綱第4条第1項第1号	
	工程表	(要領) 様式3	要綱第4条第1項第2号	
	収支予算書	(要領) 様式4	要綱第4条第1項第3号	
	補足資料(概要、図面、写真等)	任意様式	要綱第4条第1項第4号	
内示	交付内示通知書	様式第2号	要綱第4条第5項	県⇒市町村
交付申請	交付申請書	様式第3号	要綱第5条第1項	市町村⇒県
	事業実施計画書	(要領) 様式1	要綱第5条第1項第1号	
	実施事業概要書	(要領) 様式2	要綱第5条第1項第2号	
	工程表	(要領) 様式3	要綱第5条第1項第3号	
	収支予算書	(要領) 様式4	要綱第5条第1項第4号	
	補足資料(概要、図面、写真等)	任意様式	要綱第5条第1項第5号	
交付決定	交付決定通知書	様式第4号	要綱第6条第1項	県⇒市町村
事業の変更	事業変更(中止・廃止)承認申請書	様式第5号	要綱第8条第1項	市町村⇒県
	事業変更(中止・廃止)計画書	(要領) 様式5	要綱第8条第2項第1号	
	工程表	(要領) 様式3	要綱第8条第2項第2号	
	収支予算書	(要領) 様式4	要綱第8条第2項第3号	
状況報告	事業遂行状況報告書	様式第6号	要綱第10条第2項	市町村⇒県
	工程表	(要領) 様式3	要綱第10条第2項第1号	
	補足資料(事業内容・遂行状況が分かる書類)	任意様式	要綱第10条第2項第2号	
実績報告	実績報告書	様式第7号	要綱第12条第1項	市町村⇒県
	事業実績概要書	(要領) 様式6	要綱第12条第1項第1号	
	収支精算書	(要領) 様式8	要綱第12条第1項第2号	
	補足資料(決算書、事業成果が分かる書類)	任意様式	要綱第12条第1項第3号～5号	
	工程表	(要領) 様式3	要綱第12条第1項第6号	
額の確定	額の確定通知書	様式第8号	要綱第13条第2項	県⇒市町村
請求時	請求書(概算払含む)	様式第9号	要綱第15条第3項	市町村⇒県
全事業完了	事業実施完了報告書	様式第10号	要綱第16条第1項	市町村⇒県
	事業実績書	(要領) 様式7	要綱第16条第1項第1号	
	収支精算書	(要領) 様式8	要綱第16条第1項第2号	
	補足資料(実施事業概要図、決算書等)	任意様式	要綱第16条第1項第3号～6号	
	工程表	(要領) 様式3	要綱第16条第1項第7号	
保管	交付金調書	様式第11号	要綱第24条第1項	市町村

(様式1)

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分） 事業実施計画書

市町村名		電話番号	
担当部局課室名		ファクシミリ番号	
担当者氏名		メールアドレス	

1 提案事業名

--

※ 事業実施計画に記載された内容全体を総括する事業名を記載すること。

2 事業の区分（いずれかを選択）

回答 (該当区分に○を記入)	事業区分	内容
	自由提案枠	地域課題に対し、県総合計画のKPI向上に資する取組
	重点対策枠（移住）	県総合計画のKPI向上に貢献し、波及効果が大きい移住促進策
	重点対策枠（観光）	県総合計画のKPI向上に貢献し、波及効果が大きい観光振興策

※ 要綱第2条第1項の区分に基づき、該当する枠を選択すること。

3 事業を実施する背景・理由および解決すべき地域課題

(1) 背景・理由：

※ 本事業に取り組もうとする背景や理由について、具体的かつ明確に記載すること。

(2) 解決すべき地域課題（あい路）

※ 重要課題を解決するために、地域において解決しなければならない具体的な課題（あい路）を記載すること。

4 具体的な事業内容について

--

- ※ 3（2）で挙げた課題を解決するために実施する具体的な事業の内容・目的・効果を記載すること。
- ※ 事業の効果については、直接的な課題解決のほか、地域活性化への波及効果についても記載すること。

5 当該交付金事業の実施により向上を目指す成果指標（K P I）

関連する県のK P I 【戦略番号】	市町村独自の達成目標	現 状 値	市町村における 目標値

- ※ 「関連する県のK P I」欄には、必ず県の「徳島新未来創生総合計画」に掲載されているK P I及び【戦略番号】を記載すること。
- ※ 「市町村独自の達成目標」欄には、県のK P I向上に寄与する、当該事業によって直接的に得られる定量的成果（アウトプット・アウトカム）を記載すること。
- ※ 欄が不足する場合は、適宜、表の加工による欄の追加により対応すること。

6 事業費および交付金要望額について

(単位：千円)

事業名	総事業費	交付対象経費	交付金額	うち基金積立分
			S評価： A評価： B評価：	S評価： A評価： B評価：
合計				

※ 「総事業費」の欄には、当該事業を実施するために必要となる事業費の総額を記入すること。

※ 「交付対象経費」の欄には、「総事業費」のうち、備品購入費や施設整備費、他の国費または県の補助金や交付金の交付対象となる費用を除いた交付対象経費分の金額を記入すること。

※ 「交付金額」の欄には、取扱要領「4 交付率・交付限度額」を踏まえ、各評価区分における金額を算出の上、全て記入してください（上限額に注意すること）。なお、内示後の交付申請時には、この欄には県からの内示額のみを記入すること。

※ 「うち基金積立分」の欄には、「交付金額」のうち、基金への積立を行う分の金額を記入すること。（※自由提案枠の場合のみ記入）

7 交付金の基金への積み立てについて（※自由提案枠の場合のみ記入）

交付金を積み立てる基金の名称	積立予定時期	事業完了予定時期
	令和 年 月	令和 年 月
	令和 年 月	令和 年 月

※ 「積立予定時期」は、原則として交付決定年度内とすること。

※ 「事業完了予定時期」は、最大で令和10年度末（交付決定年度の翌々年度末）までとすること。

※ 欄が不足する場合は、適宜、表の加工による欄の追加により対応すること。

(様式2)

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分） 実施事業概要書

市町村名		電話番号	
担当部局課室名		ファクシミリ番号	
担当者氏名		メールアドレス	

1 提案事業名

--

※ 交付内示を受けた事業名を記載すること。

2 事業費

(単位：千円)

事業名	総事業費	交付対象経費	交付金額（内示額）	基金積立
合計				

※ 「交付対象経費」には、取扱要領で定める対象外経費（備品購入費及び施設整備費、他の国費又は県の補助金や交付金の対象経費等）を除いた額を記入すること。

※ 「交付金額（内示額）」の欄には、選定委員会の評価区分（S・A・B）に基づく内示額を記入すること。

※ 「基金積立」の欄には、交付決定年度内に全額を執行せず、基金に積み立てて次年度以降（最大令和10年度まで）活用する場合は「○」を記入すること。（※自由提案枠の場合のみ記入）

3 基金の積立予定（※自由提案枠の場合のみ記入）

(単位：千円)

積み立てる基金の名称	積立予定額	基金積立時期
		令和 年 月
		令和 年 月
合計		

※ 「基金積立時期」は、交付決定通知を受けた日の属する年度（令和8年度）内に行うものとする。

※ 基金を活用する場合、年度末に「基金の積み立て及び執行の状況」を知事へ報告する義務が生じる。

(様式4)

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分） 収支予算書

(単位：千円)

事業名	歳入			歳出			
	区分	予算現額	うち基金分	区分	予算現額	うち交付金 充当額	うち基金分
合計							

※ 基金を活用する場合、「歳入」の「うち基金分」には基金からの充当額（取崩予定額）を、「歳出」の「うち基金分」には基金への積立額を、それぞれ内数で記入すること。

※ 歳出の「うち交付金充当額」欄には、各経費区分に対して本交付金を充当する予定額を記入すること。

※ 予算の計上にあたり、以下の事項を必ず確認し、チェック（）を入れること。

交付対象経費に、備品購入費および施設整備費（ハード整備費用）は含まれていない。（要綱第2条第5項）

当該事業に係る経費は、他の国費または県の補助金や交付金の交付対象となっていない。（要綱第5条第2項）

(様式5)

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分） 事業変更（中止・廃止）計画書

1 変更、中止・廃止の別

変 更	中 止 ・ 廃 止
-----	-----------

※ 該当する方の項目名を丸で囲むこと。

2 変更（中止・廃止）に至った背景・理由

--

※ 事業計画の変更や、中止・廃止を必要とするに至った具体的な経緯を記載すること。

3 事業の内容変更について

変更内容の区分			事業の内容・目的・効果および事業の実施により解決する課題	
変更	中止	廃止	変 更 前	変 更 後

※ 当初の「事業実施計画書（様式1）」の記載内容に変更がある場合に記入すること。

※ 「変更内容の区分」欄については、該当する項目（変更・中止・廃止）に○を付けること。

4 事業費および交付金額の変更について

(単位：千円)

事業名	総事業費	交付対象経費	交付金額	基金積立分
	()	()	()	()
合計	()	()	()	()

※ 様式1の「6」の記載内容のうち、変更のあった箇所について、変更後の金額を上段に、変更前の金額を下段に括弧書きでそれぞれ記入すること。
 (「基金積立分」の欄については、自由提案枠の場合のみ記入)

※ 配分額の20%以内の流用等、取扱要領で定める「軽微な変更」に該当する場合は、本申請による承認は不要です。

5 交付金の基金への積み立てに関する変更 (※自由提案枠の場合のみ記入)

積み立てる基金の名称	基金積立時期
()	令和 年 月 ()

※ 基金への積立内容や時期に変更がある場合、変更後の内容を上段に、変更前の内容を下段に括弧書きでそれぞれ記入すること。

※ 欄が不足する場合は、適宜、表の加工による欄の追加により対応すること。

(様式6)

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分） 事業実績概要書

市町村名		電話番号	
担当部局課室名		ファクシミリ番号	
担当者氏名		メールアドレス	

1 提案事業名

--

2 当該事業において実施した事業（実績ベース） （単位：千円）

事業名	総事業費	交付対象経費	交付金額（確定額）	基金積立
合計				

※ 「交付対象経費」には、取扱要領で定める対象外経費（備品購入費及び施設整備費、他の国費又は県の補助金や交付金の対象経費等）を除いた額を記入すること。

※ 「交付金額（確定額）」の欄は、実績に基づき算出された交付金額を記入すること。

※ 「基金積立」の欄は、交付決定年度内に全額を執行せず、基金に積み立てて次年度以降（最大令和10年度まで）活用した場合、「○」を記入すること。（※自由提案枠の場合のみ記入）

3 交付金の基金への積立実績（※自由提案枠の場合のみ記入） （単位：千円）

基金の名称	積立額	基金積立年月日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日
合計		

※ 2において「基金」の欄に○を記入した事業について、記載すること。

※ 交付決定通知を受けた日の属する年度（令和8年度）内の日付を記入すること。

4 成果指標（KPI）の達成状況

市町村独自の達成目標 （関連する県のKPI【戦略番号】）	市町村における 目標値	実績
()		
()		

※ 事業実施計画書（様式1）で掲げた「市町村独自の達成目標」に対する実績を必ず記載し、客観的なデータを添付すること。

※ 成果が確認できる写真、パンフレット、新聞記事等を添付すること。

(様式7)

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分） 事業実績書

1 提案事業名

--

※ 事業実績書に記載された内容全体を総括する事業名を記載すること。

2 事業の区分（いずれかを選択）

回 答 (該当区分に○を記入)	事 業 区 分	内 容
	自由提案枠	地域課題に対し、県総合計画の KPI 向上に資する取組
	重点対策枠（移住）	県総合計画の KPI 向上に貢献し、波及効果が大きい移住促進策
	重点対策枠（観光）	県総合計画の KPI 向上に貢献し、波及効果が大きい観光振興策

※ 提案時に選択した区分に合わせること。

3 事業の総括及び効果・成果

--

※ 実施した事業全体の概要や成果、および地域課題の解決に資する効果について具体的に記載すること。

4 具体的な事業の実施結果

事業実施により解決された課題	実施事業の概要及び効果、成果

※ 「事業実施により解決された課題」の欄には、実施した結果、解決された「地域の課題」を全て記入すること。

5 成果指標（KPI）の達成状況

市町村独自の達成目標 (関連する県のKPI【戦略番号】)	市町村における 目標値	実績	関連する県のKPIへの寄与
()			
()			

※ 欄が不足する場合は、適宜、表の加工による欄の追加により対応すること。

※ 「事業実施計画書（要領様式1）」に記載した「市町村独自の達成目標」ごとに実績を記載し、その達成が「関連する県のKPI」の向上にどのように寄与したか（または今後寄与する見込みか）を分析して記載すること。

※ 成果目標については、客観的なデータに基づき報告し、当初目標に対する達成度を明確にすること。

※ 「関連する県のKPI」そのものの数値が事業完了時点で確定していない場合であっても、「市町村独自の達成目標」の達成状況をもって、県計画への貢献度を説明すること。

6 事業費の確定状況

(単位：千円)

事業名	総事業費	交付対象経費	交付金額	基金積立分
合計				

※ 欄が不足する場合は、適宜、表の加工による欄の追加により対応すること。

※ 「総事業費」の欄には、当該事業を実施するために要した事業費の総額を記入すること。

※ 「交付対象経費」には、取扱要領に定める対象外経費（備品購入費及び施設整備費、他の国費又は県の補助金や交付金の対象経費等）を除いた額を記入すること。

※ 「交付金額」の欄には、「交付対象経費」のうち、本交付金の充当確定額を記入すること。

※ 「基金積立分」の欄には、「交付金額」のうち、基金に積み立てた分から取り崩して執行した金額を記入すること。（※自由提案枠の場合のみ記入）

7 交付金の基金への積立・取崩実績（※自由提案枠の場合のみ記入）

交付金を積み立てた基金の名称	基金積立年月日	基金取崩年月日

※ 欄が不足する場合は、適宜、表の加工による欄の追加により対応すること。

(様式8)

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分） 収支精算書

(単位：千円)

事業名	歳入			歳出			
	区分	決算額	うち基金分	区分	決算額	うち交付金 充当額	うち基金分
合計							

- ※ 事業実施にあたり基金の造成を行った場合は、「歳入」および「歳出」の「うち基金分」の欄に、区分ごとの金額を内数で記入すること。（自由提案枠の場合のみ記入）
- ※ 歳出の「うち交付金充当額」欄には、各経費区分に対して本交付金を実際に充当した確定額を記入すること。
- ※ 取扱要領に定める対象外経費（備品購入費及び施設整備費、他の国費又は県の補助金や交付金の対象経費等）が算入されていないか、実績報告にあたり再確認すること。